

和歌山県警察個人情報取扱事務委託基準の制定について

(最終改正：令和6年8月2日 務第41号)

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察個人情報取扱事務委託基準の制定について（例規）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び和歌山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う個人情報の保護に係る手続その他事務の取扱いに関し、和歌山県警察個人情報取扱事務委託基準を別記のとおり定め、令和5年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「和歌山県警察個人情報取扱事務委託基準の制定について（例規）」（平成18年3月15日付け相第14号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

別記

和歌山県警察個人情報取扱事務委託基準

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき、公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）が個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を公安委員会等以外のものに委託する場合において、個人情報の保護に関し講ずべき措置について必要な事項を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条及び第11条の規定に基づき、公安委員会等が同条に定める個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部を公安委員会等以外のものに委託をする場合において、特定個人情報の保護に関し講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

2 基準の対象となる委託

この基準の対象となる委託は、公安委員会等が個人情報取扱事務及び個人番号利用事務等の全部又は一部を公安委員会等以外のものに依頼する契約の全てをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約及び公の施設の管理委託、収納の委託等の公法上の契約も含まれる。

3 委託に当たっての留意事項

委託に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務及び個人番号利用事務等の全部又は一部の委託の要否は、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性、漏えい等による被害発生リスク等を勘案して判断すること。
- (2) 委託先の選定に当たっては、取り扱う個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の種別に応じて、別紙1「個人情報取扱特記事項」又は別紙2「特定個人情報取扱特記事項」（以下これらを「特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。

- (3) 入札に当たっては入札の前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報に関する特記事項があることを相手方に周知すること。
- (4) 契約に当たっては、契約の前に委託先が公安委員会等と同等の安全管理措置が講じられているか確認すること。
- (5) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとすること。
- (6) 再委託の承認については、再委託先の個人情報の取扱いにおいて適切な安全管理が図られていることを確認すること。

4 契約に当たっての措置

委託に係る契約に当たっては、次の契約書記載例により、契約書に委託を受けたもの（以下「受託者」という。）が特記事項を守るべき旨を記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合には、特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

契約書記載例（乙を受託者とする契約の場合）

（個人情報の保護）

第〇条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 委託先に対する監督義務

個人情報の取扱いについて、委託先が特記事項を遵守しているかについて監督すること。

また、委託先が再委託している場合は、委託先が再委託先に対し、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督を行っているかを含めて監督するものとする。

個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下この別紙 1 において「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の定め

- 1 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 受託者は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 受託者は、和歌山県公安委員会又は和歌山県警察本部長（以下この別紙 1 において「公安委員会等」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第 6 守秘義務

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第 7 再委託

- 1 受託者は、本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下この別紙 1 において「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、公安委員会等の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、公安委員会等に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わ

せる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、公安委員会等に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講ずるとともに、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督及び教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

受託者は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、公安委員会等の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

受託者は、本委託業務において公安委員会等から提供された個人情報が記録された資料等を、公安委員会等の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

受託者は、公安委員会等及び受託者間の個人情報の受渡しに関しては、公安委員会等が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、公安委員会等の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し公安委員会等から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、本委託業務において利用する個人情報の消去又は廃棄を行う場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄報告書（別記様式）により公安委員会等に対して報告しなければならない。

第15 報告

受託者は、公安委員会等から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 公安委員会等は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 公安委員会等は、前項の目的を達するため、受託者及び再委託先に対して必要な情報を求め、及び本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに公安委員会等に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、公安委員会等の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、公安委員会等その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めておかななければならない。
- 3 公安委員会等は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 公安委員会等は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、公安委員会等に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、公安委員会等に対する損害が発生させた場合は、受託者は、公安委員会等に対して、その損害を賠償しなければならない。

注 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

別記様式（第14の4関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

年 月 日

殿

（受託者）

（和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部長）から受託した〇〇〇〇業務）に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第14の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 消去又は廃棄を行った日時
- 2 担当者名
- 3 消去又は廃棄の内容

特定個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づき、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本特定個人情報取扱特記事項（以下この別紙2において「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

また、これらのほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

受託者は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の届出

- 1 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により和歌山県公安委員会又は和歌山県警察本部長（以下この別紙2において「公安委員会等」という。）に報告しなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により公安委員会等に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により公安委員会等に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 受託者は、特定個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により公安委員会等に報告しなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報を取り扱う場所を変更する場合は、事前に書面により公安委員会等に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、公安委員会等が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

- 1 受託者は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制

を確立しなければならない。

第6 守秘義務

- 1 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7 再委託

- 1 受託者は、本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下この別紙2において「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を公安委員会等に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、公安委員会等に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、公安委員会等の求めに応じて、管理及び監督の状況を公安委員会等に対して適宜報告しなければならない。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、公安委員会等に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 特定個人情報の管理

受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報を保持している間は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 特定個人情報を取り扱う事務、特定個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督及び教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子

媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、特定個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

受託者は、本委託業務において特定個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、公安委員会等の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

受託者は、本委託業務において公安委員会等から提供された特定個人情報が記録された資料等を、公安委員会等の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

受託者は、公安委員会等及び受託者間の特定個人情報の受渡しに関しては、公安委員会等が指定した手段、日時及び場所で行った上で、公安委員会等に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

第14 特定個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、公安委員会等の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報の消去又は廃棄を行う場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を特定個人情報の消去又は廃棄申請書（別記様式第1号）により公安委員会等に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し公安委員会等から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、本委託業務において利用する特定個人情報の消去又は廃棄を行う場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、特定個人情報の消去又は廃棄報告書（別記様式第2号）により公安委員会等に対して報告しなければならない。

第15 定期報告及び緊急時報告

- 1 受託者は、公安委員会等から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 公安委員会等は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 公安委員会等は、前項の目的を達するため、受託者及び再委託先に対して必要な情報を求め、及び本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 受託者は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに公安委員会等に対して、当該事故に関わる特定個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、公安委員会等の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、公安委員会等その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めておかなければならない。
- 3 公安委員会等は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 公安委員会等は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、公安委員会等に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、公安委員会等に対する損害を発生させた場合は、受託者は、公安委員会等に対して、その損害を賠償しなければならない。

注 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。

特定個人情報の消去又は廃棄申請書

年 月 日

殿

（受託者）

（和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部長）から受託した〇〇〇〇業務）に関して、
特定個人情報取扱特記事項第14の 2 に基づき、特定個人情報の消去又は廃棄を行うことを
申請します。

記

- 1 消去又は廃棄を行うべき特定個人情報の項目
- 2 媒体名
- 3 数量
- 4 消去又は廃棄の方法
- 5 処理予定日

特定個人情報の消去又は廃棄報告書

年 月 日

殿

（受託者）

（和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部長）から受託した〇〇〇〇業務）に関して、
特定個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、特定個人情報取扱特記事項第14の 5 に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 消去又は廃棄を行った日時
- 2 担当者名
- 3 消去又は廃棄の内容